

お知らせ

記者発表資料

令和7年1月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

建設業者に対する監督処分 (指示処分) について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課
082-221-9231 (代表) (平日・昼間)
082-224-1311 (直通) (平日・夜間 (18時~20時まで))

【担当】

建設産業課長 ながお 永尾 よしのぶ 義信 (内線 6 1 4 1)

建設産業課 課長補佐 はやしばら 林原 かずひで 和秀 (内線 6 1 4 2)

建設業者に対する監督処分（指示処分）について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
パナソニックリビング中四国株式会社	国土交通大臣許可 （般-06）第20910号	松岡 直樹	広島県広島市中区 大手町4-6-16

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（1）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

（2）前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

パナソニックリビング中四国株式会社は、建設業法第7条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。